

共済時報

2023
SPRING NO.247

徳島県市町村職員共済組合
<http://www.tokushima-kyosai.jp/>



写真：『桜花爛漫』井川町 桜ヶ丘公園（三好市提供）

CONTENTS

令和5年度 事業計画と予算のあらまし	2	5月下旬～6月に年金払い退職給付の 給付算定基礎額残高通知書を送付します／ 年金払い退職給付に係る財政状況(令和3年度末)について	13
令和5年度 保健事業の概要	5	共済組合の住宅貸付をご利用ください!	14
「組合員専用ページ」から利用できるサイトのご案内	6	将来に備えて、共済貯金に加入しませんか?	15
新規採用職員の皆様へ 共済組合とは?／ 令和5年4月1日から出産費及び家族出産費が変更になります!	7	「共済貯金残高通知書」を送付します	16
被扶養者の認定取消や継続認定の手続きをお忘れなく	8	新車購入クーポン券・自動車購入情報提供制度のご案内	17
ジェネリック医薬品を有効に活用しましょう!／ 組合会ニュース	9	令和4年度「共済ファミリー保険」配当金について／ 共済組合職員採用試験(中途採用)のご案内	18
年金早わかりガイド	10	クロスワードクイズ	19
年金NEWS	12	ホテル千秋閣からのご案内／レストラン聚楽割引券	20

令和
5
年度

事業計画と予算のあらまし

本年2月28日開催の組合会において、令和5年度事業計画及び予算が議決されましたので、その概要についてお知らせします。

令和5年度予算の主なポイント

短期掛金率の引き上げ 47.00% → 50.63%
介護掛金の引き下げ 8.90% → 8.41%

総括

◆組合の概要

所 属 所 数	8市、15町、1村、30一部事務組合等 計54所属所	
組 合 員 数	一 般 組 合 員	8,559人
	(うち特別職)	(58人)
	短 期 組 合 員	3,213人
	市 町 村 長 組 合 員	22人
	特 定 消 防 組 合 員	1,051人
	長 期 組 合 員	3人
	後期高齢者等短期組合員	37人
	市町村長長期組合員	2人
	船 員 短 期 組 合 員	5人
	任 意 継 続 組 合 員	117人
	合 計	13,009人
被 扶 養 者 数	8,749人(扶養率：0.67)	
平均標準報酬の月額	短期 317,566円	長期 361,194円



◆掛金率・組合員保険料率

(単位：%)

区 分	短期給付掛金率	介護保険掛金率	厚生年金保険保険料率	退職等年金掛金率	福祉事業掛金率
一般組合員(一般職)	50.63	8.41	91.50	7.50	2.30
一般組合員(特別職)					
市町村長組合員					
特定消防組合員	2.80	—	—	7.50	—
短期組合員					
長期組合員					
後期高齢者等短期組合員					
市町村長長期組合員	48.50	8.41	—	—	2.30
船員短期組合員					
任意継続組合員					
任意継続組合員	101.26	16.82	—	—	—

※介護保険は、40歳以上65歳未満の組合員が対象となります。※厚生年金保険は、70歳未満の組合員が対象となります。

短期経理

- ◎短期掛金率 引き上げ↑
- ◎介護掛金率 引き下げ↓
- ◎特定保険料率 40.72%(高齢者支援金等を納付するために必要な財源率)

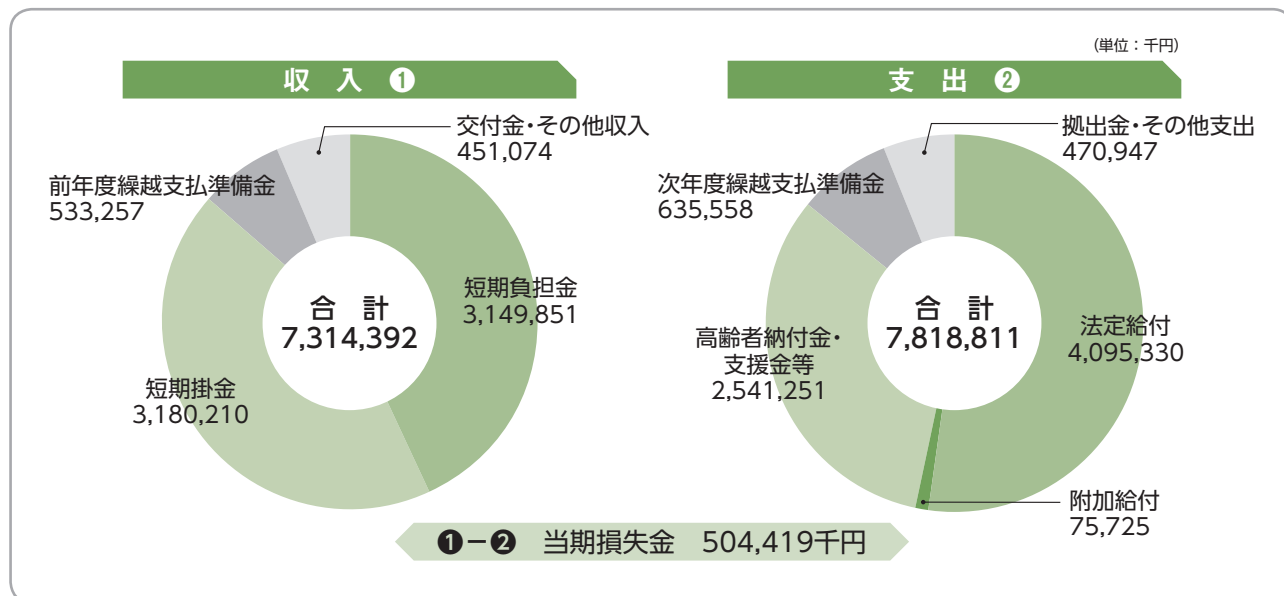
この経理は、組合員及び被扶養者の病気やけがのほか、出産、休業、死亡、災害などに対する給付及び介護保険の保険料の収納を行う経理です。

まず短期給付については、近年の傾向として、全ての給付について増加しており、とりわけ保健給付費が高い水準にあります。これは、昨年10月から短期組合員が増加したことによる給付の増加や、高額な薬剤が普及していることが影響しています。また、高齢者医療制度への納付金・支援金も増加しています。そのため、現行の財源率(掛金率+負担金率)では積立金を取り崩してもなお、損失金が生じる見込みであることから、財源率を引き上げなければならない状況となり、短期給付事業対策委員会及び組合会で検討した結果、本年度の財源率を94.00%から101.26%(掛金率50.63%)に引き上げさせていただくこととなりました。それでも

収支差引約5億442万円の当期損失金を見込んでおります。今後もこの状況が継続するようであれば、翌年度以降更なる財源率の引き上げをお願いしなければなりません。

このような状況のもと、共済組合では、組合員の皆様からお預かりした貴重な財源(掛金等)を大切に使うため、第2期データヘルス計画に基づく保健事業を展開し、短期経理の財政安定化に努めていきますので、組合員の皆様には、人間ドックの結果を日々の健康管理に活かしていただき、ジェネリック医薬品を積極的に活用するなど、医療費増嵩抑止へのご協力をお願いします。

短期給付に係る収支見込は、次のとおりです。



次に、介護保険について、共済組合は介護保険法第150条の規定に基づき、組合員(40歳以上65歳未満)から介護保険料を徴収し、納付することが義務付けられています。

財政状況については、単年度における収支が均衡に保たれるように財源率を設定したところ、掛金率を前年度より0.49%引き下げ8.41%とし、収支差引約697万円の当期介護損失金を見込んでいます。

● 厚生年金保険経理

この経理は、被用者年金制度の一元化により、公的年金としての1~2階部分に相当する給付に係る組合員保険料・負担金を所属所から徴収し、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)へ納付することのみを行う経理です。

この経理における保険料率は、厚生年金保険法において一律の率に定められており、現在は183%(組合員保険料率91.5%)となっています。

● 退職等年金経理

この経理は、被用者年金制度の一元化により、公的年金としての3階部分(職域年金)の廃止に伴い、新たに創設された退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る掛金・負担金を所属所から徴収し、全国連合会へ納付することのみを行う経理です。現在の掛金率は7.5%となっています。

● 経過的長期経理

この経理は、被用者年金制度の一元化以前に裁定された、公務上の障害・遺族共済年金等の給付に係る負担金を所属所から徴収し、全国連合会へ納付することのみを行う経理となっています。

● 退職等年金預託金管理経理

この経理は、全国連合会の退職等年金経理から資金の預託を受けて、組合内部の他経理への貸付けを行うことを目的としています。本年度末の資産の構成見込みは、次のとおりです。

資産区分	金額(千円)	割合(%)
預金	41,154	6.74
貸付経理へ貸付金	569,000	93.25
その他	1	0.01
合計	610,155	100.00

● 業務経理

◎ 組合員(短期組合員を除く) 1人当たりの事務費 10,110円

この経理は、短期給付事業及び長期給付事業の事務に要する費用(人件費、その他諸経費)を賄うための経理です。

この経理の財源は、地方公共団体負担金及び短期経理からの繰入金及び全国連合会からの交付金です。

なお、組合員(短期組合員を除く)1人当たりの事務費は、10,110円となり、収支においては約458万円の当期損失金を見込んでいます。

● 保健経理

◎ 福祉(保健)掛金率 据え置き 2.30%

この経理は、組合員と被扶養者の健康相談、健康診査等の健康保持増進を目的とした保健事業や特定健診・特定保健指導を行う経理です。組合員及び被扶養者が受検する「人間ドック助成費用」が主な支出となっています。

この経理の本年度における収支見込みは、約6,831万円の当期損失金を計上する予算となっています。

本年度の各種保健事業に係る事業計画及び予算は5ページのとおりで、人間ドック助成事業を中心に、各種検診事業、メンタルヘルス対策事業の強化及び健康保持増進に資する事業を計画しています。

● 貯金経理

◎ 年利率1.1%で組合員の皆様に還元

この経理は、組合員から財産形成と将来の生活設計を目的として預け入れされた資金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を貯金者に支払利率として還元する貯金事業を行う経理です。

本年度は、収支差引約110万円の当期利益金を見

込む予算となっており、年度末における資産総額は、約483億9,623万円、運用利回りは、年1.18%を予定しています。

皆様の将来に備えた資産づくりに、安全で有利な共済貯金をぜひご利用ください。(15ページ参照)

● 貸付経理

◎ 組合員貸付金総額 約10億8,244万円

この経理は、組合員の住宅の取得や教育及び物品購入などの臨時的支出に対して、必要な資金を低利で貸付けする貸付事業を行う経理です。

貸付の種類は、普通・住宅・災害・特別(医療・入学・修学・結婚・葬祭)など資金の用途に応じて分かれています。

組合員貸付金残高は減少傾向にあり、今年度末は約10億8,244万円となる見込みです。これに伴い、貸付金利息も減少することから、収支差引約110万

円の当期損失金を見込む予算となっています。

現行の貸付利率(変動利率)は、次のとおりです。

種別	貸付利率(年利)
住宅貸付・普通貸付・特別貸付(※)	1.26%
災害貸付・災害再貸付	0.93%
在宅介護対応住宅貸付	1.00%
高額医療貸付・出産貸付	無利息

※特別貸付=医療貸付・入学貸付・修学貸付・結婚貸付・葬祭貸付

● 物資経理

この経理は、組合員の方々の生活必要物資を低廉な価格で供給し、生活向上に役立てていただくため、物資斡旋立替及び共済ファミリー保険・がん保険・団体信用生命保険等の各種保険の取り扱いなどの事業を行う経理です。

なお、本年度の収支は、約76万円の当期利益金を見込んでいます。

● 宿泊経理

この経理は、当組合の施設である自治会館の管理及び宿泊施設「ホテル千秋閣」の運営を行う経理です。

ホテル千秋閣は、組合員の皆様のための施設であることはもとより、県内外の様々な利用者のニーズに応じたサービスの向上に努めていますが、新型コロナウイルス感染症による需要の減少により、厳しい運営環境となっています。宿泊、会議、レストラン利用の際は、是非ご用命ください。

事業計画及び予算書は、組合公報にて各所属所長あてに送付していますので、ご覧ください。

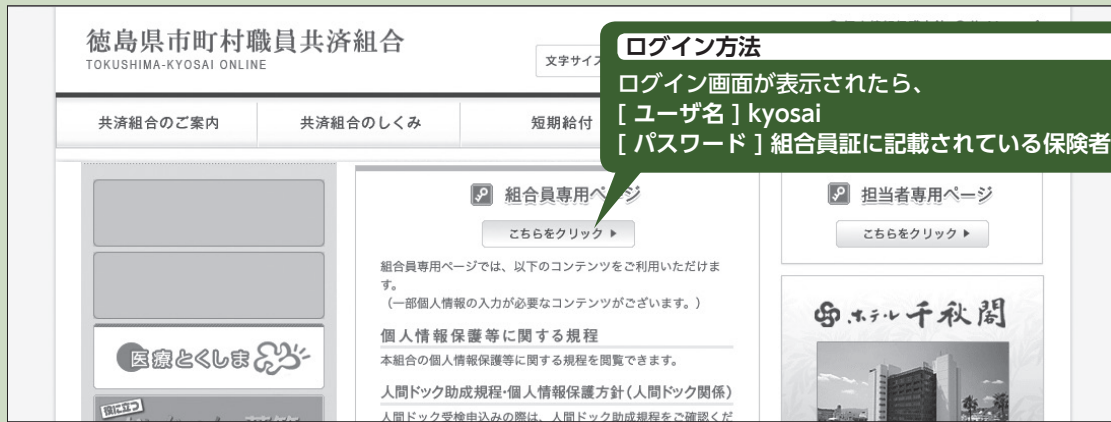
(掲示場所等は共済組合事務担当課にご照会ください。)

令和5年度 保健事業の概要

事業名		予算額(千円)	概要	実施予定		
保健事業	人間ドック	291,226	1泊2日ドック助成	組合員期間1年以上の組合員及びその被扶養配偶者、かつ満35歳以上の方を対象とします。	通年	
			日帰りドックA助成	組合員及び被扶養配偶者を対象とします。		
			日帰りドックB助成	組合員期間1年以上の組合員及びその被扶養配偶者を対象とします。		
			脳ドック助成	組合員期間1年以上の組合員及びその被扶養配偶者、かつ満35歳以上の方を対象とします。		
			節目対象者助成	年度中に満35歳,40歳,45歳,50歳,55歳,60歳,65歳となる組合員を対象とします。(1泊2日、脳ドック)		
	各種検診郵送検診	5,194	女性検診助成	人間ドック受検時の乳がん・子宮がん検査などの女性検診費用を全額助成します。	9月募集	
			前立腺がん検診	40歳以上の組合員と被扶養配偶者を対象とします。(男性のみ)		
			骨粗しょう症検診	組合員と被扶養配偶者を対象とします。(女性のみ)		
			子宮頸がん検診	組合員と被扶養配偶者を対象とします。		
			肺門部肺がん検診	30歳以上の組合員と被扶養配偶者を対象とします。		
	生活習慣病対策事業	13,107	胃がん検診	組合員と被扶養配偶者を対象とします。	通年	
			大腸がん検診	組合員と被扶養配偶者を対象とします。		
			食生活指導「あすけん」	摂取カロリー計算・食事記録にもとづく改善アドバイス・栄養相談等が受けられる、インターネット食事改善プログラム「あすけん」を提供します。 共済組合HP「 組合員専用ページ 」からログイン(6ページ参照) 相談の回答はメールにて(平日のみ) ※スマートフォンからも利用できます。		通年
			ヤングメタボ改善事業	満30～39歳の組合員を対象に、ICTを活用した糖尿病予防プログラム(保健指導)を実施します。		8月募集
			禁煙支援「禁煙キャンペーン」	喫煙者を対象に禁煙補助剤「ニコチネルガム」を使用した禁煙キャンペーン事業を実施します。		8月募集
メンタルヘルス対策事業	1,800	歯科チェック	組合員を対象とした、歯周病の早期発見・疾病予防を目的に郵送による歯周病リスク検査を実施します。	9月募集		
		リーフレット配付	生活習慣病対策リーフレット(健康年齢通知)を配付します。	通年		
		重症化予防対策	健診結果において、糖尿病・高血圧の要治療と判定されながら未受診のままになっている方に対し、重症化予防・合併症予防のため、医療機関への受診勧奨を行います。			
その他	1,578	こころの相談室	組合員と被扶養者が直接カウンセラーにメンタルヘルス面談相談(相談時間50分)ができる「こころの相談室」を開設します。「年度中3回まで無料、4回目以降は1回につき、5,500円(税込)が必要となります。」※料金設定有り 【完全予約制】 予約申込時間・面談時間 月～金曜日(祝日は除く) AM9:00～PM5:00 電話088-655-5800 日本産業カウンセラー協会 四国支部徳島事務所(面談場所) 徳島県徳島市昭和町3丁目35-1 わーくびあ徳島6階1号室(カウンセリングルーム)	通年		
		メンタルヘルス対策支援(所属所への支援)	メンタルヘルス推進アドバイザーが、所属所のメンタルヘルス対策等について助言・指導を行います。(事前に共済組合とアドバイザーへの申請が必要となります。)	通年		
		ファミリー健康相談	電話やインターネットにより、健康相談を開設します。 電話 0120-922280 共済組合HP「 組合員専用ページ 」からログイン(6ページ参照)			
健康づくり関係	8,304	健康ポイント事業	アプリを活用した健康ポイント事業を実施します。	7月、1月		
		家庭常備薬等斡旋	健康管理対策として、年2回家庭用常備薬等を斡旋します。			
		健康広場の開設	県内9カ所の健康増進施設に健康広場を開設します。 一般利用する際に「健康広場利用券」を提出すると、法人利用料金から更に安価で利用できます。 (「健康広場利用券」は各施設窓口で交付されます。)		通年	
		健康増進セミナー	組合員と被扶養者を対象に、生活習慣の改善と予防、健康寿命延伸を目的としたセミナーを開催します。		6月頃	
講座関係	9,591	ライフプランセミナー	30・40代を対象とした、経済・人生設計に関するセミナーや、退職予定者を対象とした、退職後の経済設計、生きがいの確保、健康づくり等を目的としたセミナーを開催します。	8月頃		
		健康管理者研修会	健康管理者を対象に、職場における安全衛生や心身の健康管理対策、職員が活用しやすい相談体制づくり等を目的としたセミナーを開催します。	9月頃		
		女性セミナー	組合員と被扶養者(ともに女性)を対象に、健康づくりを目的としたセミナーを開催します。	11月頃		
		医療費の通知	医療費の状況や健康の大切さについて、理解と認識を深めていただくため「医療費通知書」を送付します。	年2回		
医療費増高対策事業	9,591	後発医薬品利用促進	後発医薬品の利用促進を図るため、後発医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付します。 また、新規組合員(任意継続組合員を含む。)には「ジェネリック希望」を組合員証等に記載の上、交付します。	年2回 随時		
		レセプト審査	レセプトの内容・点数・資格等について審査を行い、不正・重複等の防止を図ります。	通年		
		実態調査書等の作成	短期給付の財政状況、医療費の状況について調査分析し、医療費削減に向けた取組を行います。	—		
その他	—	—	生活設計に役立つサイト「ライフプランニング・サービス」を提供します。 ファイナンシャルプランナーによる個別相談も可能(予約制)です。 共済組合HP「 組合員専用ページ 」からログイン(6ページ参照)	通年		

「組合員専用ページ」から利用できるサイトのご案内

共済組合HP (<http://www.tokushima-kyosai.jp/>) では各種事業に関する情報等を掲載しています。組合員限定の情報を提供する「組合員専用ページ」のコンテンツについてご紹介します。



ログイン方法

ログイン画面が表示されたら、
[ユーザ名] kyosai
[パスワード] 組合員証に記載されている保険者番号(8桁)

スマホOK

いつでも栄養相談「あすけん」

毎日の食事・運動を記録することで、自動的にカロリー計算し、それに基づいた健康アドバイスがもらえるインターネット食事改善プログラムです。

ひとりひとりの食事内容にあった専門的なアドバイスと、サイト上でいつでも管理栄養士に相談ができる「いつでも栄養相談」などが利用できます。

組合員専用ページからログイン 24時間対応(無料)

- ▶ サイト上からいつでも管理栄養士に相談できます。(メール対応・回答は平日のみ)
- ▶ 自動的にカロリー計算、管理栄養士の専門的なアドバイスを提供します。
- ▶ 日々の成果や傾向・推移を確認できます。
- ▶ 健康/ダイエット情報を提供します。



気になる症状・こころの悩み・出産・育児・介護・ジェネリック医薬品など

本人・ご家族で

ファミリー健康相談

国家資格を持つ経験豊かな相談員がお答えします。

専用ダイヤル **0120-922-280**

年中無休
24時間

携帯電話も
OK!

通話料
相談料無料

プライバシー
厳守

- ◆ ベストドクターズ・サービス
- ◆ 医療機関案内 ◆ 小児救急相談

インターネットからも相談できます。
組合員専用ページからログイン

我が家のライフプラン、生活設計は大丈夫?

ライフプランニング・サービス

将来に向けた生活設計・資産形成実現のためのお手伝いをします。

- 利用料・相談無料
- 年中無休・24時間受付

ライフプラン・ステーション

ツール操作に関する
お問い合わせ

徳島県市町村職員共済組合
088-621-3536
にお問い合わせください。
(平日8:30-17:00)

組合員専用ページ
からログイン

- ログインID: 32360414
- パスワード: kyosailps

ライフプラン・シミュレーション

ツール操作に関する
お問い合わせ

0120-271-115
(平日10~18時 土日祝10~17時)

組合員専用ページ
からログイン

- メールアドレス: ご自身で設定
- パスワード: lps12345(初期)

※ご自分のパスワードへ変更し利用開始

新規採用職員の皆様へ 共済組合とは？

共済組合は組合員の皆様とそこご家族が安心して生活できるように、医療費・年金などの給付や、福利厚生に関する事業を行っているところです。

市町村等の職員となられた皆様は、その日から徳島県市町村職員共済組合の組合員となります。

組合員証等が発行されます

組合員(被扶養者)の資格を証明するもので、病気やケガなどにより病院や診療所で診療を受けるときに提示します。

マイナンバーカードを保険証として利用できます。利用の詳細等は以下のマイナンバー保険証利用ページをご覧ください。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



掛金・保険料を納めます

共済組合の事業に必要な費用は、「組合員の掛金(保険料)」と「地方公共団体の負担金(保険料)」によって賄われています。掛金は毎月の給料と6月・12月の期末手当等から控除され、共済組合に納められます。

各種給付や事業が受けられます

共済組合では大きく分けて3つの事業を行っています。

①短期給付事業(健康保険に関する事業)

組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害などに対して、必要な給付を行っています。組合員証等の提示により、医療費の3割を窓口で自己負担し、残りの7割は共済組合が支払います。

②長期給付事業(年金に関する事業)

組合員の退職、障害又は死亡に対して年金等の給付、年金相談などを行っています。

※年金の決定・支払いは、全国市町村職員共済組合連合会が一元的に行っています。また、短期組合員及び船員短期組合員の方は年金事務所へお問い合わせください。

③福祉事業(福利厚生に関する事業)

●**保健事業** 組合員の健康保持、増進のため、人間ドックや各種検診の助成、健康に関するセミナーを開催し、皆様が健康で過ごすことができるような事業を行っています。(詳しくは、5ページ参照)

●**貯金事業** 組合員の皆様からお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し、有利な利息のお支払いをしています。(詳しくは、15ページ参照)

●**物資事業** 生活必需物資の供給及び当該物資の購入費用の立替え貸付等を行っています。

●**宿泊事業** 組合員の施設としての自治会館及び「ホテル千秋閣」の運営を行っています。

各事業の詳細は当組合HP(<http://www.tokushima-kyosai.jp>)でご確認いただけます。



令和5年4月1日から 出産費及び家族出産費が変更になります！

地方公務員等共済組合法施行令の一部が改正されたことに伴い、令和5年4月1日以後の出産にかかる出産費及び家族出産費が、現行の40万8千円から48万8千円(※)に引き上げられます。

(※) 産科医療保障制度の対象となる出産の場合は1万2千円を加算した金額が支給されます。



被扶養者の認定取消や継続認定の 手続きをお忘れなく

新年度となるこの時期は、被扶養者の方が、卒業、進学、就職されるなどの異動が発生します。

例えば、就職して新しく健康保険証が交付されたにもかかわらず、当組合の保険証(組合員被扶養者証)を医療機関で使用してしまうと、医療費全額を一度返還していただくなど、煩わしい手続きが生じてしまいます。

令和4年4月から12月までの間、組合員や被扶養者の資格喪失後も当組合の保険証(組合員被扶養者証)を返還せずに医療機関で使用した事例が149件あり、当組合から医療費の返還請求等を行いました。

また、医療機関等によるオンライン資格確認※が運用されており、当組合には組合員や被扶養者の最新の資格情報を管理することが求められています。

被扶養者としての認定要件を備えなくなったときは、速やかに保険証(組合員被扶養者証)の返還(認定取消)手続きをお願いします。

※医療機関や薬局を受診する際、医療機関側が患者の被保険者資格をマイナンバーカードを利用し、オンラインで確認すること。



被扶養者に係る資格調査にご協力を!

当組合では、毎年この時期に合わせ、被扶養者に係る資格調査を実施しています。

共済組合事務担当課(担当者)から調査のため書類の提出等の依頼があった方は、お手数ですが被扶養者認定の適正化を図るため、手続き等にご協力をお願いします。

調査対象者

本年3月31日現在満18歳以上の被扶養者全員

(注 満年齢は、誕生日の前日に当該年齢に到達します。)

ア 手続き不要の被扶養者

3月まで扶養手当対象者であり、担当課で調査を行った結果、4月以降も引き続き扶養手当の支給対象者である方は、手続き不要です。

イ 組合員被扶養者証に有効期限の印字がある被扶養者

有効期限までに認定取消又は継続認定のいずれかの手続きをお願いします。

*有効期限は、手続きを要する時期の目安であり、実際に認定を取消する日は、取消事由に該当した日にさかのぼります。

ウ 上記ア及びイ以外の被扶養者

継続認定又は認定取消のいずれかの手続きが必要ですので、お済みでない方は速やかに手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、

共済組合事務担当課又は共済組合資格調定係(TEL 088-621-3518)まで照会してください。

ジェネリック医薬品を有効に活用しましょう!

共済組合では、ジェネリック医薬品の普及促進に向けて、次の取組を行っています。
皆様の窓口での自己負担額を軽減し、医療費の増加を抑制する対策の一つとして、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

ジェネリック医薬品切替差額通知の送付について



年に2回送付します。

●送付対象者

慢性疾患(高血圧、糖尿病、脂質異常症や花粉症など)で薬を服薬している20歳以上の組合員及び被扶養者で、差額の幅も大きいジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額の軽減可能合計額が500円以上見込まれる方。

ジェネリック医薬品希望カード付きリーフレットの配布

医療機関の窓口で組合員証等や診察券を出すときや、医師に診察を受けているときに、提示できる希望カードを配布します。また、組合員証新規交付時には、組合員証に「ジェネリック希望」を記載しています。

●対象者

新規組合員(任意継続組合員を含む。)

《 組合会ニュース 》

組合会の開催

本年2月28日(火)、ホテル千秋閣において組合会が開催されました。組合会には、市町村長側議員9名、職員側議員10名(委任状議員含む。)のご出席のもと、次の議案等について議決、承認されました。

議案第1号 令和4年度変更事業計画及び予算について

議案第2号 定款の一部変更について

議案第3号 令和5年度事業計画及び予算について

なお、議案第3号令和5年度予算の概要につきましては、2ページから4ページをご覧ください。



公的年金制度のしくみ

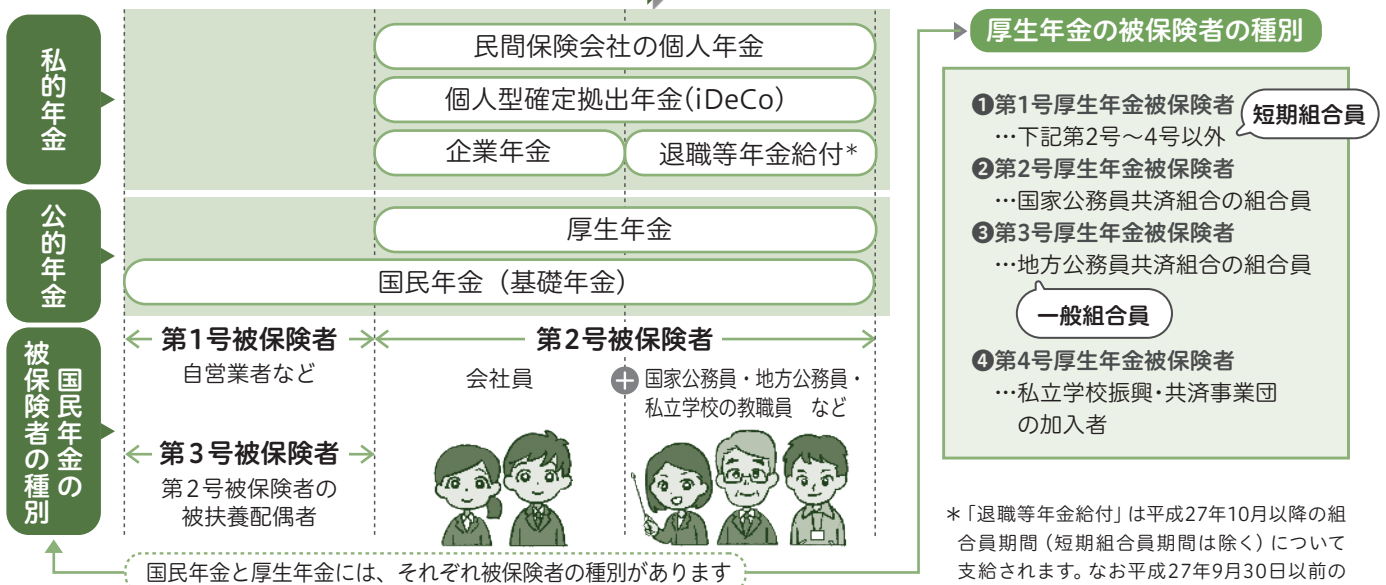


現在の公的年金制度は、全国民を対象とした「国民年金」、民間企業に勤めている方や公務員、私立学校の教職員を対象とした「厚生年金」の2種類があります。

「国民年金」とは、20歳以上60歳未満の国民を加入対象として、全国民共通の基礎年金として支給されるもので、「厚生年金」は、給与に比例した年金を基礎年金に上乗せするかたちで支給されるものです。

また、共済組合独自の年金として「退職等年金給付」があり、地方公務員としては3つの年金制度があります。

公的年金制度の体系



*「退職等年金給付」は平成27年10月以降の組合員期間 (短期組合員期間は除く) について支給されます。なお平成27年9月30日以前の組合員期間については「経過的職域加算額」が支給されます。

年金の種類

年金給付の一般的なものとして、老後や退職後の生活の支えとして支給される「老齢・退職給付」がイメージされますが、公的年金には「老齢・退職給付」だけでなく、一定の障害状態になった場合に支給される「障害給付」や、加入者が亡くなった場合に支給される「遺族給付」もあります。

✦ もらえる給付の種類

組合員が退職したとき

老齢・退職給付

老齢・退職給付には、厚生年金の『老齢厚生年金』と国民年金の『老齢基礎年金』があります。

『老齢厚生年金』及び『老齢基礎年金』は、共に65歳(注)から支給開始となります。

なお、『老齢厚生年金』は組合員期間等が、『老齢基礎年金』は保険料納付済み期間等が、それぞれ10年以上必要となります。

(注)老齢厚生年金については、生年月日に応じて、65歳未満でも「特別支給の老齢厚生年金」が支給される場合があります。

組合員が病気やケガなどで障害が残ったとき

障害給付

障害給付には、厚生年金の『障害厚生年金』と『障害手当金』、国民年金の『障害基礎年金』があります。

『障害厚生年金』は、在職中に初診日のある病気やケガにより一定程度の障害(障害等級1～3級)の状態になったときに支給されます。『障害手当金』は、初診日から5年を経過するまでに傷病が治っており、障害厚生年金が支給されない程度の障害の状態にあるときに支給されます。また、『障害基礎年金』は、障害等級1級又は2級に該当する方を対象に支給されます。

組合員又は年金受給者等が亡くなったとき

遺族給付

遺族給付には、厚生年金の『遺族厚生年金』と国民年金の『遺族基礎年金』があります。

『遺族厚生年金』は、組合員が在職中又は退職後に死亡したときに、遺族に認定された方に支給されます。また、『遺族基礎年金』は、国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給権者等が死亡したときに、その方に扶養されていた子(18歳の最初の3月31日までの間にある子等)がいるときに支給されます。

一般組合員は、
第3号厚生年金被保険者
短期組合員は、
第1号厚生年金被保険者

短期組合員の方は共済組合の長期給付事業(厚生年金・退職等年金給付)が適用されないため、第1号厚生年金被保険者として厚生年金に加入します。なお、厚生年金は被保険者の種別に応じて年金給付等の実施機関が異なり、第3号厚生年金被保険者の場合は「全国市町村職員共済組合連合会」、第1号厚生年金被保険者の場合は「日本年金機構」となります。

被保険者
種別の補足



令和5年度の年金額は昨年度からプラス改定

年金額は、物価や賃金の上昇や下落に応じて、毎年度、増額や減額がされる仕組みになっています。

本年1月20日に総務省から「令和4年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表され、年金額改定に用いる「物価変動率」は対前年比2.5%の上昇、「名目手取り賃金変動率」は対前年度比2.8%の上昇となりました。

このことから、法律の規定により次の改定ルールが適用され、結果として令和5年度の年金額は、新規裁定者（67歳以下の方）は令和4年度から2.2%、既裁定者（68歳以上の方）は令和4年度から1.9%の増額改定となります。



年金額の改定ルール

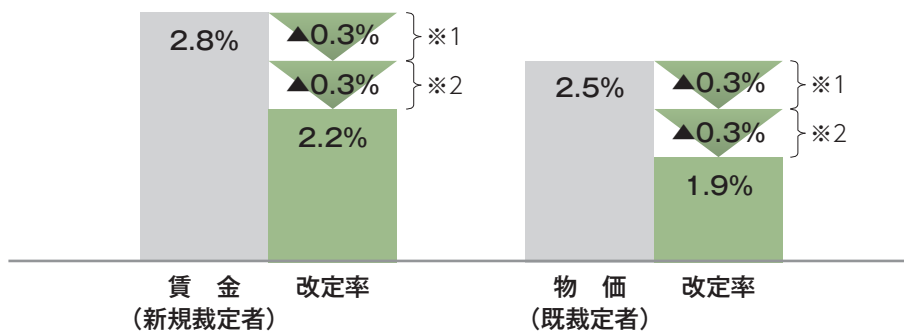
年金額の改定は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者の年金額は物価変動率を用いて改定することが法律により定められています。

令和5年度の年金額の改定は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率（2.8%）を、既裁定者は物価変動率（2.5%）を用いて改定します。

また、令和5年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.3%）と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整（▲0.3%）が行われます。

よって、令和5年度の年金額の改定率は、新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%となります。

イメージ図



※1 マクロ経済スライドによる調整率(令和5年度)

※2 マクロ経済スライド未調整分(令和3・4年度から繰り越し)

在職老齢年金の支給停止基準が変わりました

老齢年金受給者の方が、再就職し厚生年金保険の被保険者になったときや議会議員になったときは、その間、賃金（賞与込み月収）と年金月額合計額が一定の額を超えた場合、超えた額に応じて年金が支給停止されます。

令和5年度の支給停止基準に関しましては、支給停止調整変更額が48万円（変更前は47万円）に変更されました。

5月下旬～6月に年金払い退職給付の 給付算定基礎額残高通知書を送付します

年金払い退職給付(退職等年金給付)の退職年金は、1年以上引き続き組合員期間を有する方が退職し、65歳に達したとき、又は65歳に達した日以後に退職したときにお受け取りができる積立方式の年金制度です。

通知書イメージ

給付算定基礎額残高通知書				
(〇〇年4月～〇〇年3月)				
共済 太郎 様		(8642009999999) 単位円		
(入金)期月	①標準報酬月額	②付与額	③利息	④給付算定基礎額残高
前年度末	①	②	③	④ 181,253
4月	360,000	5,400	0	186,653
5月	360,000	5,400	0	192,053
6月	995,000	14,925	0	206,978
7月	360,000	5,400	0	212,378
8月	360,000	5,400	0	217,778
9月	380,000	5,700	0	223,478
10月	380,000	5,700	11	229,189
11月	380,000	5,700	11	234,900
12月	1,075,000	16,125	12	251,037
1月	380,000	5,700	12	256,749
2月	380,000	5,700	13	262,462
3月	380,000	5,700	13	268,175
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
5 前年度末	181,253			
6 付与額累計	86,850			
7 利息額	72			
8 今回通知	268,175			
給付算定基礎額等合計		268,175		
9 年金払い退職給付加入期間	4年6月			
10 付与率	〇〇年4月～〇〇年3月		1.500 %	
	年～年			
11 基準利率(年率)	〇〇年4月～〇〇年9月		0.000 %	
	〇〇年10月～〇〇年3月		0.060 %	

基礎年金番号

作成日

年 月 日

残高を確認
しましょう

【通知書に表示されている各項目の見方】

①標準報酬月額

付与額の基礎となる標準報酬の額です。
期末手当等を受けている月は期末手当等の額が合算されています。

②付与額

標準報酬月額に付与率を乗じた額です。

③利息

前月までの給付算定基礎額残高と、当月の付与額に基準利率(1ヵ月単位に換算した率)を乗じた額です。

④給付算定基礎額残高

付与額及び利息の合計額です。

⑤前年度末

前回通知している残高の合計額です。

⑥付与額累計

各月の付与額を累計した額です。

⑦利息額

各月の利息を累計した額です。

⑧今回通知

前年度末における付与額と利息を累計した額です。

⑨年金払い退職給付加入期間

平成27年10月以降の組合員期間の年月数です。

⑩付与率

付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる額です。

⑪基準利率

利息を求めるための率です。



年金払い退職給付(退職等年金給付)制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、次の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ <https://ssl.shichousonren.or.jp/>

年金払い退職給付に係る財政状況(令和3年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに令和3年度末の「財政検証結果」を掲載しています。是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)
トップページの「年金関連情報 → 年金財政関係 → 年金払い退職給付(退職等年金給付) → 財政検証・財政再計算」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索



地方公務員共済組合連合会

住宅の新築・改築・修理・購入(敷地含む)費用には 共済組合の住宅貸付をご利用ください!


新築で借入れ → 数年後に改修で借入れ等 複数回の利用も可能です。

貸付利率
年1.26%
(月利0.105%)
(令和5年4月1日現在)

抵当権の設定
不要
——
だんしん等は
任意加入

償還途中の
全額繰上返済・
一部繰上(50万円以上)は
手数料不要

借 受 資 格	引き続き組合員期間が1年以上となった日から
償 還 方 法	・毎月元利均等償還 ・ボーナス併用償還(賞与償還額倍率方式) ・ボーナス併用償還(賞与償還元本分割方式) ※借入額に応じて、償還額と償還回数は決まっています。
貸付金の送金日	毎月15日及び月末(12月は28日) ※土日祝日の場合は、前日の金融機関営業日。
申 込 方 法	共済組合事務担当課を通じてお申し込みください。



貸付限度額 (①か②のいずれか高い金額が限度額となります。)

① 組合員期間に応じた月数×給料額

組合員期間	月 数
1年以上 6年未満	7月
6年以上 11年未満	15月
11年以上 16年未満	22月
16年以上 20年未満	28月
20年以上 25年未満	43月
25年以上 30年未満	60月
30年以上	69月

※最高限度額 18,000,000円

② 組合員期間に応じた金額

組合員期間	貸付金額
1年以上 3年未満	1,000,000円
3年以上 7年未満	4,000,000円
7年以上 12年未満	7,000,000円
12年以上 17年未満	9,000,000円
17年以上	11,000,000円

他の金融機関の住宅ローンを、共済組合の住宅貸付で借り換えることはできません!

【償還額の例】

ボーナス併用償還(4月開始)の場合

借入額	償還回数	毎月給与より償還	賞与より償還
500万円	204回	20,428円	40,856円
1,000万円		40,856円	81,712円
1,500万円		61,284円	122,568円
1,800万円		73,541円	147,082円

毎月元利均等償還の場合

償還回数	毎月給与より償還
360回	16,686円
	33,372円
	50,058円
	60,069円

※例は倍率方式のもので、元本分割方式についてはお問い合わせください。

償還途中の一部繰上償還について

手数料不要で、いつでも繰上げできます。(繰上額50万円以上)
ただし、「ボーナス併用償還(賞与償還元本分割方式)」の場合は、ボーナス月である6月と12月しか繰上げができませんので、ご注意ください。

お問い合わせは 共済組合福祉課 貸付担当 TEL 088-621-3538 まで

新しく組合員になられた皆様へ

将来に備えて、共済貯金に加入しませんか？

共済貯金の特徴

- ◆当組合の組合員資格を喪失するまで、継続して積立てができます。
- ◆毎月の給料と6月・12月賞与から控除し積立てできるので、手間なく貯金ができます。
- ◆余裕があるときは臨時積立もできます。

共済貯金の利率

年利 **1.1%**

(令和5年4月1日現在・
税込・半年複利)

加入手続き

「共済貯金加入申込書」(共済組合事務担当課備付け)を、積立開始希望月の前月20日までに共済組合事務担当課を通じて提出してください。

※加入申込書で、払戻し時の「共済貯金お届け印」を登録していただきます。

※定例積立・賞与積立を、同時に申し込みできます。

下記③の臨時積立は、当組合が加入申込書を受理した日から、阿波銀行でお振り込みできます。



積立方法

加入手続きをしておけば①②③全ての積立ができます。(全て千円単位)

① 定例積立

毎月の給料からの天引きで積立

月 1,000円から30万円まで

② 賞与積立

6月と12月のボーナスからの天引きで積立

各月 1,000円から50万円まで

③ 臨時積立

最寄りの阿波銀行窓口から「共済貯金臨時積立振込依頼書」(阿波銀行窓口備付け)によるお振り込みで積立

下記の預入限度額以内であれば、臨時積立額の上限はありません。

※ ①・②は「共済貯金積立額変更届」の提出により、積立額の変更ができます。(締切日20日必着)

※ ③臨時積立のみでも利用できます。

共済貯金の預入限度額

組合員一人の最高預入限度額は、6千万円まで

貯金の一部払戻し

緊急払戻しは、災害事故や大学入学金の納付期限に間に合わない等の場合に限りです。

「共済貯金払戻請求書」により、前月末残高の範囲内で払戻し(千円単位)ができます。

送金日は、請求書の締切日により次の月2回となっています。

◎ 1回目 毎月5日までに提出された分 → 15日に送金

◎ 2回目 毎月20日までに提出された分 → 月末日に送金(12月は28日)

※払戻請求書には、「共済貯金お届け印」の押印が必要です。

※送金日が土日祝日の場合は、前日の金融機関営業日となります。

「共済貯金」制度の詳細は、共済組合HPの福祉事業「貯金事業」のページにてご確認ください。

お問い合わせは 共済組合福祉課 貯金担当 TEL 088-621-3534 まで

令和5年3月31日現在の「共済貯金残高通知書」を送付します

「共済貯金残高通知書」は再発行しませんので、大切に保管してください。

共済貯金に加入している皆様へ「共済貯金残高通知書」を、4月中旬に所属所を通じてお送りします。

残高通知書では、令和4年10月1日から令和5年3月31日(付利日)までの、半年間の積立・払戻明細、利息、残高等が確認いただけます。この残高通知書は共済貯金加入者全員を対象としているため、積み立てをしていない方にも送付しています。

令和5年4月送付 共済貯金残高通知書のイメージ

様式第8号 共済貯金残高通知書

共済貯金の残高は、次のとおりとなりますのでご確認ください。

旧3年積立貯金の残高は含まれていません。

所属 〇〇市役所
氏 〇〇市役所
令和4年10月1日～令和5年3月31日の利息です。

利息所得税です。税率は、国税 15.315% (復興特別税0.315%含む。) 県税 5%となります。

税区分	5. 3.31	の残高 円	=	4. 10. 1	の残高 円
課税	11,795,050			10,136,050	

差引積立額 円 1,610,000 + 税込利息額 円 61,491 - 所得税額 円 12,491

決算日	利率(%)	税率(%)	非課税限度額(万円)
5. 3. 31	1.1% (年)	20.315	

現在共済組合に登録されているあなたの振込先は次のとおりです。

銀行名	〇〇銀行		
支店名	〇〇支店		
預金種目	普通預金	口座番号	1234***
名義人	キョウサイ、タロウ		

払戻し、解約時の送金先となりますので、ご確認ください。

積立・払戻等明細			積立・払戻等明細		
日付	種別	金額(円)	日付	種別	金額(円)
4.10.31	定例積立	10,000			
4.11.18	臨時積立	1,000,000			
4.11.30	定例積立	10,000			
4.12.31	定例積立	10,000			
4.12.31	賞与積立	50,000			
5. 1.16	臨時積立	1,000,000			
5. 1.31	定例積立	10,000			
5. 2.15	一部払戻	500,000			
5. 2.28	定例積立	10,000			
5. 3.31	定例積立	10,000			

令和4年10月1日～令和5年3月31日の間の積立・払戻明細です。

(※当期中の一部払戻金の積立額よりも多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。)

共済貯金の利息の計算方法(例)

上の「共済貯金残高通知書」を例に、令和5年3月31日(付利日)に元金に組み入れる利息及び残高の計算方法を説明します。

Step 1 「積立・払戻等明細」欄の各行ごとに、3月31日現在の積立額(A)と積数合計(B)を求めます。

日付 (付利開始日※1)	種別	金額	付利日(R5.3.31) までの日数	積数
R4.10. 1	期初残高※2	10,136,050円	× 182日	= 1,844,761,100
R4.10.31	定例積立	10,000円	× 152日	= 1,520,000
R4.11.18	臨時積立	1,000,000円	× 134日	= 134,000,000
R4.11.30	定例積立	10,000円	× 122日	= 1,220,000
R4.12.31	定例積立	10,000円	× 91日	= 910,000
R4.12.31	賞与積立	50,000円	× 91日	= 4,550,000
R5. 1.16	臨時積立	1,000,000円	× 75日	= 75,000,000
R5. 1.31	定例積立	10,000円	× 60日	= 600,000
R5. 2.15	一部払戻	-500,000円	× 45日	= -22,500,000
R5. 2.28	定例積立	10,000円	× 32日	= 320,000
R5. 3.31	定例積立	10,000円	× 1日	= 10,000

積立額 11,746,050円…(A) 積数合計 2,040,391,100…(B)

※1 付利開始日は、定例・賞与積立は給料・賞与から控除した月の末日から、臨時積立は阿波銀行で振込した日からとなります。
※2 期初残高は、前回付利日(令和4年9月30日)の利息組み入れ後の残高です。

Step 2 3月31日までの税込利息額(C)を求めます。(年利は、「共済貯金残高通知書」に記載の率です。)

積数合計(B) 年利 日割計算
2,040,391,100 × 1.10% ÷ 365日 = 税込利息額 61,491円…(C) (円未満切り捨て)

Step 3 所得税額(利子税)(D)を求めます。(マル優適用者の方でマル優申告額以内の場合は、所得税額は0円となります。)

利息額(C)	税率	税額
国税 61,491円	× 15.315%	= 9,417円(円未満切り捨て)
県税 61,491円	× 5.000%	= 3,074円(円未満切り捨て)

所得税額 12,491円…(D)

Step 4 利息組み入れ後の3月31日の残高は、次のようになります。

積立額(A) 税込利息額(C) 所得税額(D)
11,746,050円 + 61,491円 - 12,491円 = 3月31日の残高 11,795,050円



新車購入クーポン券・自動車購入情報提供制度のご案内

自動車の購入をご検討の組合員及び被扶養者限定の、お得な制度です。
各制度のご利用にあたっては、次の点にご注意ください。

- 「新車」の購入限定です。(中古車は対象外)
- 既に購入の契約・商談(※)を済まされている場合は、利用できません。

※新車購入のためディーラーで、概算見積もりを行った場合は商談と見なす場合がございます。
その場合は、「新車購入クーポン券発行依頼書」の余白に、見積日と対応した方のお名前を記載してください。

「新車購入クーポン券」制度

(本号挟み込みチラシをご覧ください。)

組合員及び被扶養者が、損害保険ジャパン(株)徳島支店(以下「損保ジャパン」)と提携する徳島県内のディーラー(挟み込みチラシ参照)で新車を購入する際、当組合が発行する「**新車購入クーポン券**」を利用すると、**通常の購入価格から1万円(軽自動車は5千円)の割引**が受けられる制度です。

◆ご利用の流れ

- ① 「新車購入クーポン券発行依頼書」(チラシ裏面)に必要事項を記入の上、当組合へFAX又は郵送してください。
- ② 当組合から組合員のご自宅へ、「新車購入クーポン券」を郵送します。
- ③ 損保ジャパンから組合員へ、ディーラーの紹介と商談日等調整の連絡を行います。
- ④ 損保ジャパンは、ディーラーへ購入希望の連絡やクーポン適用等のサポートを行います。
- ⑤ 組合員は、紹介されたディーラーとの商談開始の際に「新車購入クーポン券」を提出し、割引を受けてください。

自動車購入情報提供制度

損害保険ジャパンカーライフデスクにお電話いただくことで、損保ジャパンのネットワークを活かし、組合員のご希望に沿った優良販売会社(ディーラー)をご紹介します。価格等において可能な限り良い条件で購入できるように商談をサポートいたします。

※最良の商品を保証するものではありません。選択肢の一つとしてご利用ください。
※「新車購入クーポン券」が利用できないディーラーも利用できます。



両制度とも、損害保険ジャパンの保険に加入することを条件とするものではありません。

「新車購入クーポン券」のお問い合わせ

損害保険ジャパン

TEL 088-655-9637

【平日9:00-17:00】

(相談無料。携帯電話・スマホからもご利用いただけます。)

「自動車購入情報提供制度」のお問い合わせ

損害保険ジャパンカーライフデスク

TEL 0120-553990

【平日9:00-17:00】

令和4年度「共済ファミリー保険」配当金について

共済ファミリー保険の死亡・高度障害保障保険、死亡・高度障害保障保険プラス及び医療保障保険は、1年毎に収支計算を行い、余剰金が生じた場合に配当金としてお返ししております。

また、短期休職サポートご加入者のうち、保険期間中無事故の方は、保険料の20%が還付されます。

令和4年度決算の結果、ご加入の皆様へ還付する配当率及び保険金の給付状況は、次のとおりとなりました。この配当金は、去る2月28日(火)付けで組合員登録口座に送金しておりますので、ご確認ください。

令和4年度「共済ファミリー保険」配当率及び給付状況

(対象期間 令和4年1月1日～12月31日)

保険種別	配当率	保険金の給付状況	
		件数	支払保険金
死亡・高度障害保障保険	44.797%	3件	71,000,000円
死亡・高度障害保障保険プラス	59.146%	1件	6,000,000円
メディカルケアプラス	—	772件	20,075,000円
医療保障保険	22.857%	641件	29,698,000円
医療保障保険オプション	—	111件	8,183,000円
リビングリスク補償	—	138件	5,291,216円
短期休職サポート	—	9件	673,333円
三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)	—	10件	11,200,000円



お問い合わせは 共済組合福祉課 物資担当 TEL 088-621-3557 まで

共済組合職員採用試験(中途採用)の案内

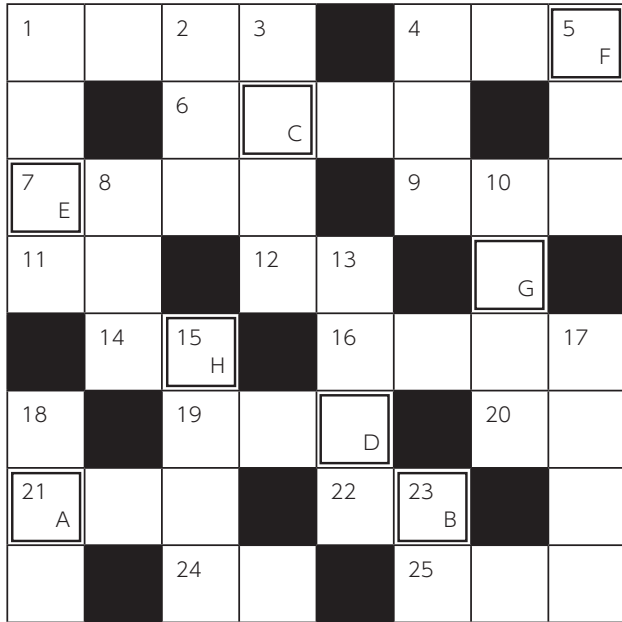
共済組合では、事務局職員の中途採用試験を次のとおり実施します。

採用予定人員	一般事務 若干名
採用日	令和5年10月1日(予定。内定者に意向聴取等を行う。)
採用後の条件	① 給与等 徳島県内市町村の職員に準ずる。 ② 勤務地等 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館 ※他団体へ派遣される場合があります。
受験資格	昭和48年4月2日から昭和61年4月1日に生まれた者。
試験科目及び試験日	① 第1次試験 職務基礎力試験、職務適応性検査 令和5年6月18日(日) 会場：ホテル千秋閣 ② 第2次試験 個別面接(試験日は、第1次試験合格者に通知) ③ 第3次試験 個別面接(試験日は、第2次試験合格者に通知)
受験に関する詳細	詳しくは、共済組合ホームページ(http://www.tokushima-kyosai.jp/)の「最新情報」でご確認ください。
問い合わせ先	徳島県市町村職員共済組合 総務課 Tel 088-621-3516

クロスワードクイズ

クロスワードに正解された方の中から抽選で10名様にQUOカード(千円分)をプレゼント!

クロスが解けたらA~Hを順に並べてください



- 1 緯度を測る基準となります。
- 2 柔らかい。
- 3 〇〇〇〇・拵・歯舞・色丹
- 4 直径5ミリ未満が〇〇〇〇、5ミリ以上が〇〇〇〇。
- 5 残り1周で〇〇〇〇スパートをかける。
- 6 〇〇〇〇親父が作る料理。
- 7 予告なしに物事を行うこと。
- 8 後半になって〇〇〇〇切れで動けない。
- 9 服が大きすぎて〇〇〇〇だ。
- 10 午前10時が〇〇〇〇アウトになります。
- 11 〇〇〇〇精舎の鐘の聲 諸行無常の響きあり
- 12 世界にひとつだけの〇〇〇〇
- 13 〇〇〇〇でみんなの人気者。
- 14 彼らは水と〇〇〇〇の関係だ。
- 15 〇〇〇〇ぼた餅
- 16 私1人では〇〇〇〇できない相手。
- 17 採算〇〇〇〇の大セール。
- 18 父の〇〇〇〇を大切に保管する。
- 19 三人寄れば文殊の〇〇
- 20 相手の〇〇〇〇を奪う技が決まる。
- 21 左を英語で言うと?
- 22 沖縄県の県庁所在地。
- 23 〇〇も実力のうち。
- 24 恋人と〇〇を組んで歩く。
- 25 〇〇〇の底から這いあがる。
- 26 くるみが似合う小動物。
- 27 頭をぶつけて〇〇ができる。

〇〇〇〇のカギ

〇〇〇〇 ヨコのカギ

- 1 優しい〇〇〇〇でみんなの人気者。
- 2 私1人では〇〇〇〇できない相手。
- 3 彼らは水と〇〇〇〇の関係だ。
- 4 父の〇〇〇〇を大切に保管する。
- 5 〇〇〇〇ぼた餅
- 6 三人寄れば文殊の〇〇
- 7 採算〇〇〇〇の大セール。
- 8 相手の〇〇〇〇を奪う技が決まる。
- 9 左を英語で言うと?
- 10 沖縄県の県庁所在地。
- 11 〇〇も実力のうち。
- 12 恋人と〇〇を組んで歩く。
- 13 くるみが似合う小動物。
- 14 頭をぶつけて〇〇ができる。
- 15 〇〇〇の底から這いあがる。

応募のきまり

ハガキ又はFAX(088-621-3509)により、下記の要領で送付してください。(一人1通まで)

応募の締め切りは5月31日(必着)。解答は次回(7月発行)の「共済時報」に掲載いたします。

※抽選の結果は、当選者への発送(自宅住所あて)をもって発表に代えさせていただきます。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は厳重に保護・管理し、賞品の抽選及び発送として活用する目的以外に使用することはありません。また、個人情報をご本人の承諾なく業務委託先以外の第三者に開示・譲渡することは一切ございません。(法令により開示・譲渡を認められた場合を除きます)

① 解答

② 所属所名

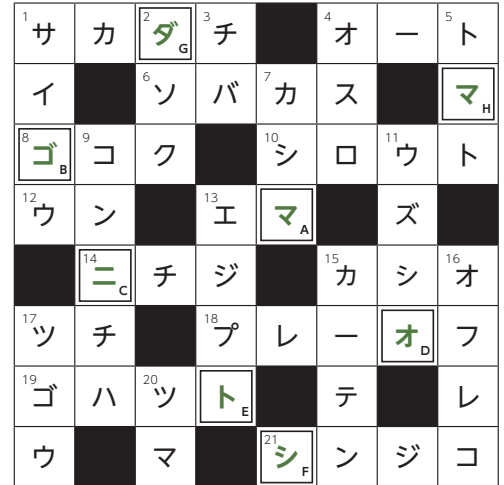
③ 組合員氏名

④ 本誌及び共済組合
事業に対する
ご意見・ご感想

郵便はがき
770-8551

徳島県徳島市幸町
3丁目55番地
徳島市町村職員共済組合
共済時報担当
あて

➡ 前回の答え



※お一人様1枚に限ります。

※グループでのご利用の場合は人数分割引いたします。

※カード・他の割引利用券との併用はできません。

※ご精算の際にレストラン係員にお渡しください。

※お一人様1枚に限ります。

※グループでのご利用の場合は人数分割引いたします。

※カード・他の割引利用券との併用はできません。

※ご精算の際にレストラン係員にお渡しください。

令和5年1月発行(冬号) 孫にお年玉(まごにおとしだま)

多数の方にご応募いただきありがとうございます。厳正な抽選の結果、10名様にQUOカードをお贈りいたしました。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業及び広報活動に活かさせていただきます。

▲ホテル千秋閣10F レストラン聚楽「割引券」詳しくは裏表紙をご覧ください。



宿泊 | STAY

1 誕生日

◆誕生日のご宿泊/助成券(徳島県市町村職員互助会会員)ご利用で
1泊朝食付き (VOD付き) 無料 ※ご本人様のみ対象となります。
 ※助成券(徳島県市町村職員互助会会員)がない事業所様は対象外となります。

2 通年

お部屋タイプの **アップグレード**
 ※予約状況によりお断りさせていただく場合がございます。

3 通年

1泊朝食付き お一人様 6,100円 (VOD付き)
 ※ホームページ・電話予約限定となります。

4 通年

ペットボトル飲料 **お一人様 1本プレゼント**
 ※ホームページ・電話予約限定となります。



5 通年

レイトチェックアウト **2時間無料サービス**
 ※予約時に事前のお申し出が必要となります。



ツイン

※1、3、5は大型連休・お盆期間・年末年始は除きます。

レストラン | RESTAURANT

ランチタイム 11:30~14:30 (LO14:00)
 ディナータイム 17:00~21:00 (LO20:30)

6 誕生日

◆誕生日のディナータイム利用で
天婦羅御膳orスパークリングワインのいずれかをプレゼント
 ※ご本人様のみ対象となります。組合員証のご提示をお願いします。(コピー可)事前予約(2日前)が必要です。

7 通年

お得な**超特急スタンプカード**をプレゼント
 ◆ランチ1食に付き1ポイント 通常21枠→10枠 貯まれば日替わりランチ1食プレゼント
 ※レストランでのお渡しです。ご来店時共済時報を見たとお伝えください。

8 通年

繰り返し使える**レストラン割引パスポート**をプレゼント
 ◆ランチタイム120円・ディナータイム10%割引 ※グループ全員対象です。
 ※レストランでのお渡しです。ご来店時共済時報を見たとお伝えください。



レストラン聚楽

会議 | CONFERENCE

9 通年

会議室料金 一般料金より**30%OFF**

10 通年

備品貸し出し **無料** (先着順) マイク・プロジェクター・スクリーン
 ホワイトボード・アクリル板等



宴会 | BANQUET

11 通年

ご利用人数により**飲食代金のサービス**
 (お料理価格 3,500円以上)
 10名様 ~ 1名様サービス
 20名様 ~ 2名様サービス
 30名様 ~ 3名様サービス ※最大10名様まで
 組合員様のご紹介も対象となります。ご予約時にお申し出ください。

食後の
コーヒー付き



お料理例:会席料理(春の和申会席)

※価格は全て税金・サービス料込となります。

●下記の割引券を切り取りご持参ください。

10F レストラン聚楽

割引券

(徳島県市町村職員共済組合員様 限定)

- ランチタイムは通常価格より **200円**
- ディナータイムは通常価格より **10%** 割引いたします。

期限/2023年9月末日

徳島市幸町3-55 ホテル千秋閣

10F レストラン聚楽

割引券

(徳島県市町村職員共済組合員様 限定)

- ランチタイムは通常価格より **200円**
- ディナータイムは通常価格より **10%** 割引いたします。

期限/2023年9月末日

徳島市幸町3-55 ホテル千秋閣

ホテル千秋閣

●宴会のご予約・お問い合わせ

☎088-621-3333

✉sensyukaku@opal.nmt.ne.jp

●レストランのご予約・お問い合わせ

☎088-621-3630

徳島市幸町3丁目(市役所隣)

☎(088)622-9121(代)

<https://www.sensyukaku.jp/>

ホテル千秋閣 徳島

検索

